

# 「岩手県環境審議会運営規程」の改正について

## 1 これまでの経緯

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成 13 年 12 月 21 日条例第 71 号）（以下、生活環境保全条例という）に基づき、排水基準、土壌及び地下水にかかる基準を設定、変更、廃止する際には、「環境審議会に意見を聴かなければならない」との規定が生活環境保全条例により定められている。

生活環境保全条例施行時に排水基準、土壌及び地下水に係る基準が設定されたのち、変更は行われておらず、これまでに環境審議会で審議された実績はない。

平成 23 年に水質汚濁防止法に基づく排水基準が改正されたことに伴い、生活環境保全条例の排水基準を改正する必要性が生じている。

## 2 改正の内容及び理由

水質部会の議決事項に、生活環境保全条例に基づく「排水基準、土壌及び地下水の基準値の設定等」を追加する。

これらの事案の検討は水質部会の審議事項と密接な関係があるとともに、専門性が高いものであることから、水質部会での議決事項とするものである。

なお、「土壌及び地下水の基準値」に関しては、具体的な改正の予定はないものの、排水基準と類似の規定であることから併せて改正する。

## 3 変更案

岩手県環境審議会運営規定第 9 条（部会の議決）の別表 2 を次のとおりとする。

別表 2

部会名	議決事項 [改正前]	議決事項 [改正後]
水質部会	1 公共用水域、地下水及び土壌測定計画の作成 2 水質環境基準の水域類型指定	1 公共用水域、地下水及び土壌測定計画の作成 2 水質環境基準の水域類型指定 <b>3 生活環境保全条例に基づく排水基準、土壌及び地下水の基準値の設定</b>